

長嶺校区子ども会育成会 6 町内規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、長嶺校区子ども会育成会 6 町内と称し、事務所はその会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、本町内の児童及びその保護者がお互いの親睦と児童の心身の健全な育成を図る事を目的とする。

(会員)

第 3 条 1 本会は、本町内の児童及びその保護者をもって構成する。
長嶺校区 6 町内に居住し、長嶺小学校に通学する児童は全員 6 町内子ども会会員とする。その保護者を育成会会員とする。
2 下記第 5 条に記載の役員は、子ども会会員および育成会会員の把握に努める。役員は年度中に書面等でその旨を明示し、会員は役員に対して情報を提供する。

(主な活動)

第 4 条 次の主な活動を行うものとする。

- 1 学校行事参加
- 2 廃品回収
- 3 交通安全指導
- 4 お見知り会及びお別れ会
- 5 その他レクリエーション

(役員の構成、任期および選出方法)

第 5 条 役員選出は自薦を原則とする。ただし、自薦によって規定数に達しない場合は、抽選による選出を行う。

1 役員の構成は、原則下記(人数・学年)とする。ただし、自薦の場合に限り、他学年も可能とする。

会長	1 名	(5 年生保護者)
副会長	1 名	(5 年生保護者)
副会長	1 名	(4 年生保護者)
主会計	1 名	(5 年生保護者)
副会計	1 名	(4 年生保護者)
サポート員	希望者	

2 1 の役員の内、下記役員は役員任期为 1 年とするが次年度は相談役となり役員の補佐をする。

会長	1 名	(5 年生保護者)
副会長	1 名	(5 年生保護者)
主会計	1 名	(5 年生保護者)

- 3 1の役員の内、下記役員は役員任期を2年とし翌年度の主役員候補とする。
 - 副会長 1名（4年生保護者）は翌年度会長候補とする。
 - 副会計 1名（4年生保護者）は翌年度主会計候補とする。また、任期中に転居等により継続困難となった場合は下記とする。
 - 副会計 1名（4年生保護者）は翌年度会長候補とする。
 - 欠員となった翌年度主会計候補は自薦により選出を行う。
- 4 1の役員は、全て学年を問わず自薦を可とするが、3による候補と重複した場合は当人同士により1名を決定する。
- 5 3の任期中に該当せず、且つ過年度に役員経験がある場合は、抽選等による自薦以外の選出を辞退可*とする。
 - *但し、育成会活動状況（人数減等）により辞退不可の場合あり。
- 6 抽選は、可能な限り*対象学年の育成会会員全員を対象に実施する。
 - *但し、年度中の転居等により育成会が把握困難な場合を除く。
- 7 抽選による選出は、役員全員および自治会長立ち会の元、厳正に実施する事とする。抽選によって選出された場合、5の場合を除き原則辞退不可とする。

（役員の仕事）

- 第6条
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 会長は総会及び役員会を開く為、保護者を招集する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長が任務遂行出来ない場合は代理する。
 - 4 会計は、会計事務を行い総会に報告し承認を受けなければならない。
 - 5 監査は会計を監査し、その結果を総会に於いて報告する。
 - 6 サポート員は、子ども会の行事運営をサポートする。
 - 7 役員は活動によって得た子ども会および育成会会員の個人情報
を厳重に管理し、個人情報保護に努める事とする。
- 7-1 個人情報の取得
育成会役員は個人情報の利用目的を明らかにし、会員本人の意思
で提供された情報を取扱う。
 - 7-2 利用目的及び保護
育成会が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用す
る。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに
法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護の
ために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供する
ことはしない。
 - 7-3 管理体制

- (1) 全ての個人情報、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じる。
 - (2) 個人情報をもとに、利用目的内の活動を外部に委託する場合は、その業者と業務委託契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督する。
 - (3) 育成会役員は個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応する。
- 7-4 法令遵守のための取組みの維持と継続
- (1) 育成会役員は個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った運営に努める。
 - (2) 育成会役員は保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、内法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善する。

(会合及び会合の召集、議決)

- 第7条
- 1 本会の会合は、総会及び役員会とする。
 - 2 本会は会長が召集し、育成会会員の3分の1以上の出席（委任状による出席を含む）をもって整理し、議決は出席者の過半数をもってする。

(会費)

- 第8条 本子ども会育成会の会費は無料とする。

(会計年度)

- 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第10条 本会の経費は、6町内自治会及び長嶺小学校PTAからの助成金、その他本会活動（廃品回収など）による収益をもってこれに充てる。その他必要な場合は、各行事によって参加者の負担とする。

(役員行動費)

- 第11条 役員などの行動費は年度末払いとし、原則以下のとおりとする。但し、年度末会計残高により変更することがある。
- | | | |
|---|-----|---------|
| 1 | 会長 | 10,000円 |
| 2 | 副会長 | 5,000円 |
| 3 | 会計 | 5,000円 |

(運営に関する規定)

第12条 本会の運営に関し必要な規定は、子ども会育成会役員会の会議に於いて、役員全員一致の議決を経て定める。

(附則)

本規約は、平成4年5月11日より施行する。

平成 9年4月26日 一部改正

平成16年4月21日 一部改正

平成18年4月25日 一部改正

平成30年2月16日 一部改正

平成31年4月21日 一部改正

令和 2年3月28日 一部改正

令和 3年2月14日 一部改正

令和 4年2月21日 一部改訂し、2月21日より施行する。